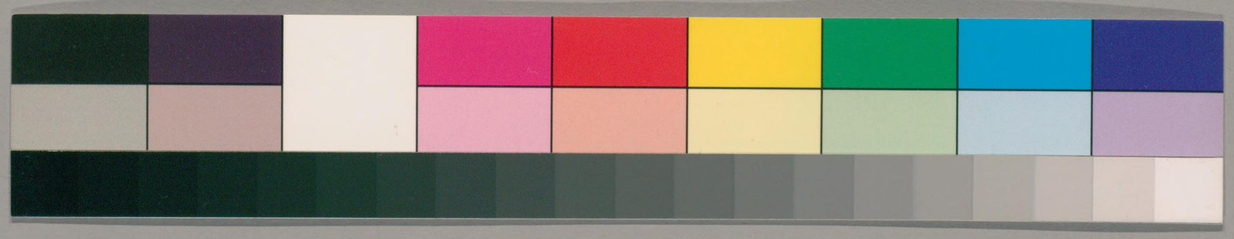

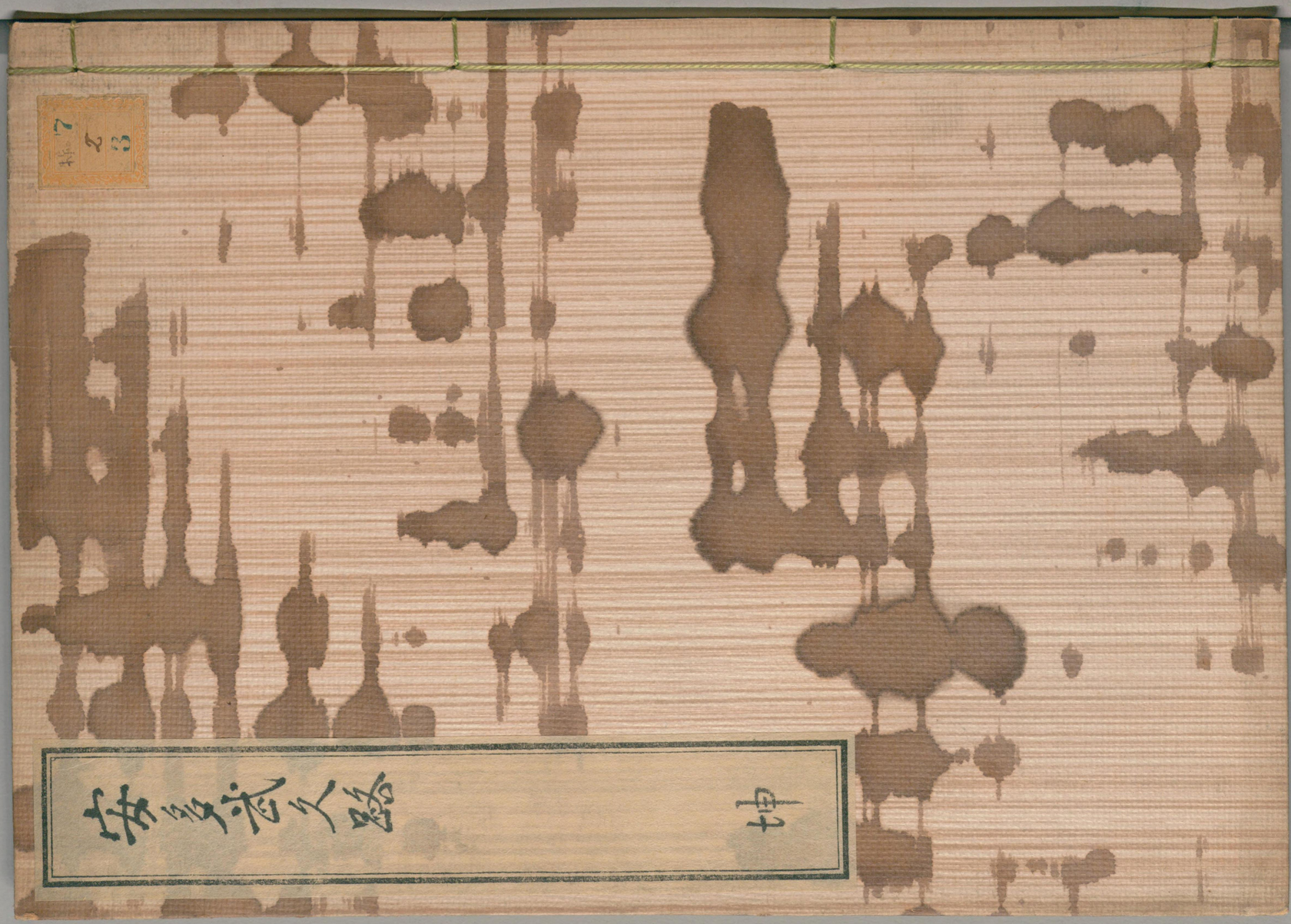

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号　特7-3

特7-3

安多武久路

馬ノ五

坤

伊藤大記

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

あ曲武之訓　曾

同録

四十九　むち代事

五十　くり日の事

五十一　たちな乃事

五十二　さしな日代事

五十三　あふ之代事

伊藤篤太郎記

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3

ガラス使用

五十四 あふさは幕付るとき誤のす

五十五 力革れす

五十六 ぬなり乃す

五十七 くら帊のす

五十八 くれしきれす

五十九 切付の事

六十 おもかひれす

六十一 むながいのす

六十二 しりかいのす

六十三 さらおひれ事

六十四 るれくりのす

六十五 馬のめきれ事

六十六 馬またいぞと云頻の事

六十七 馬の性乃事

六十八 るの印の事

六十九 るをぞくれ云事

むちのみ或人問ふて云和名抄に和訓を出て
遅きを軀のみも見へ又軍器考にもまゝんや
りに注しおせり其外にも相違のみもあれ
其後答て云軍器考に武士ハ後巻鞍に
くるなりと云しハ小笠原殿の聞書より
する所を出所のみを見えず事も学書の
所にも所見なしといへとも此ことに古き絵に義家云
御陣中にて軍士と活掲語の様に此とのを

御扇に注てこゝろせゆひし様子を画しこ
れが大将と見しきこのうてゝぬき入て持し
様もありされをおりへハ江家次第に後鞍と出
又臨時競馬の條に塗鞍（以紙捻代藤巻）なとゝあるを
考ふ迷ハ其後武士すつきら藤巻を用ひしと
見へ当り又或人問ふ云鞍と云ことの古今我邦の
武士軍器の究上にして漂にもさし又うけ作へを
さしで常に持用する事をいふ成故にや事後答て云

是後分明なりしさまともおしていはんなりに左馬寮の
御監にて武士の本領と見へたり御厩の別当是に
次り源氏の長者は官に任して将軍とも既に為義
御厩別当義朝左馬頭うれ之総会殿征夷
大将軍に任しられて天下兵馬の用をゆるし
下されしより左馬寮の別当も兼ねる故代々の
将軍なれは任しゆへさしれは馬寮のつかさ
なりは鞍を其笠印（カサシルシ）なれは常に持へきすむべなり

すてに義朝昇殿の時に車に鞍立られなるは
左馬頭の器をのさしたらは義朝なるすれ遠なき
とも子孫義朝にて相を昇殿をゆるされゆへ
んとさらすとも知らしめんとてのるに又諸に傳へ
しにも武士は馬に乗時可こそすともゆかけとは
さすへし射る時歩立なりとも鞍持へしといへり
又或人問て云鞍を自身腰にさす事為きるよれ
歩後答て云自身持ても又人にそこせてもそるし
なるましき名師抄に打任ては鞍舎人の腰に

きしし雲平礼お衣は舎人にも埒衣の頭紙に
指しむ高官高位の人は淹(アナカチ)に鞍を持さるに依て
かくはしとき衣淺(セン)位の人はむ自持へし仍て
此儀衣と見へ又桃花菓葉に鞍荷絵立袋舎人
嗜中に指(サス)(スチカヘテ指ニ)埒衣の右の腋より反示を出すし
或は右はしにはしを持或は頭紙(クヒカミ)に指(實房説)主人
束帯の時自鞍持申は稀のまゝと云ことなるを思へは
公家にては人にも持せしまゝ分明なり義朝昇殿の

時は公卿のまゝ鞍をさすへき者を具せられ
平治の乱は時も其格式にや鞍持と云者を持せ
られしは見えたる義朝の云葉に源氏はむち
さすとも云ハ別にて是そはのすひしと又或人
問ふて云鞍とも袋に入重るにや来後か云鞍
嫌くるはすは延喜式たる案式の條に鞍袋
と出せり

くれはのみ我或人例の軍器考をもとめしく、
今はくれはの字に轡の字を書てはよろしからず
和名抄の鑣（フツハ）の字乃車を辨したれども是と合
はしし分明の後を考へん問ふ事後答て云予文字に
くれはれを分明の儀いかなれともおしていはんな
らは想してクツロといふとのは和漢ともに馬に乘
負き家上乃具なり去なりし和と漢との製作
の違ひあまたも軍器考にハ史に氣が付さると

見えて其文脈もかゝりかゝし予考ふるハ凡我朝の
クツロと云ことのを鑣（ヘウ）銜（カン）ともにまんなくしてみ
なれハ和名抄も延喜式にも鑣（ヘウ）の字を記し出せし
此見えたり扨又轡（ヒ）といふ字さらにそなりひと
くれはとゝあるぞなと三品一所に仕態を附の
想名の字を轡と云也漢ともまても同しなり
まて右の三品合せての字を轡とも勒とも
記し見へてある也別予か考し引書絵圖
等たゝ記せしかを以て考へるへし

引書 鑣（ヘウ）銜（カン）

字彙に云馬衘の外鐵也口輪と口輪とは俗也
とこそハクツワの外にも又引手なといふ類のものも
まてそこにハ法字にある器の名にゆへ其事ハ畧
して日本のクツワの字に相應するゆへ和名抄に
此字をば出せりときこゆれハ延喜式に上総ノ
国鑣壱具とあるも則くつわにもかくも引手
なとも其ふさしとしたる物のみに

衘 ヤン クツハミ

馬の
衘鐵字彙に云凡口に物を含を衘と云君命

を奉て行も又衘命と云ことあれハ命を銜く
むといふことなれハ此字を今さることなれは
さまざまに

轡 ヒ クツワ

字彙に云衘なるを勒といふまこ
鄴中記に云石虎諱ハ勒馬勒を呼て轡とする
ゆゑあまたは勒も轡も同じ字の事を今唱なり
則クツワツラとなるハ口輪綱と云俗に字まちなるも
口あり車ありてあるなれはきこしける事是
和名抄に轡の字俗に久都和と云ことあれは
むかしより轡の字衘鑣の字にかへて用ひし

来りしを久しき事なり相文書の字ハヲモガイ
クツワタヅケうもにあるせて我朝にて記し
見えしハ日本記履中天皇の記に五年九月
天皇淡路の嶋に狩て是日河内飼部等鳥
従書執とあること則御系馬の御クツワヲモガイ
タツナ共にそろふてあるの事をしるせし字之
かきされ合せて見ても軍器考の所見ハ育説
なり必ず信用すへからず相文或人の云軍器考

に兼鞚の事を和名抄に姜豆岐俗に之都々
岐と云一ツに七寸と注せり今世に引手蛇口なと
いふ如くと古事談まてを引ふまた此物和漢
同じのなるゆゑ此問寄後答て云されし又唐の兼鞚
此日本の兼鞚と製法の違ひある事を軍器
考に云さるゆへ有説をのへ書り予か考ふ事
凡唐の兼鞚ハ革ニテ作る我朝のみづけきハ淡
まて作る也共ヨきよへもなく一向に知らしけ
おかしけれ則圖に記すこと

唐圖

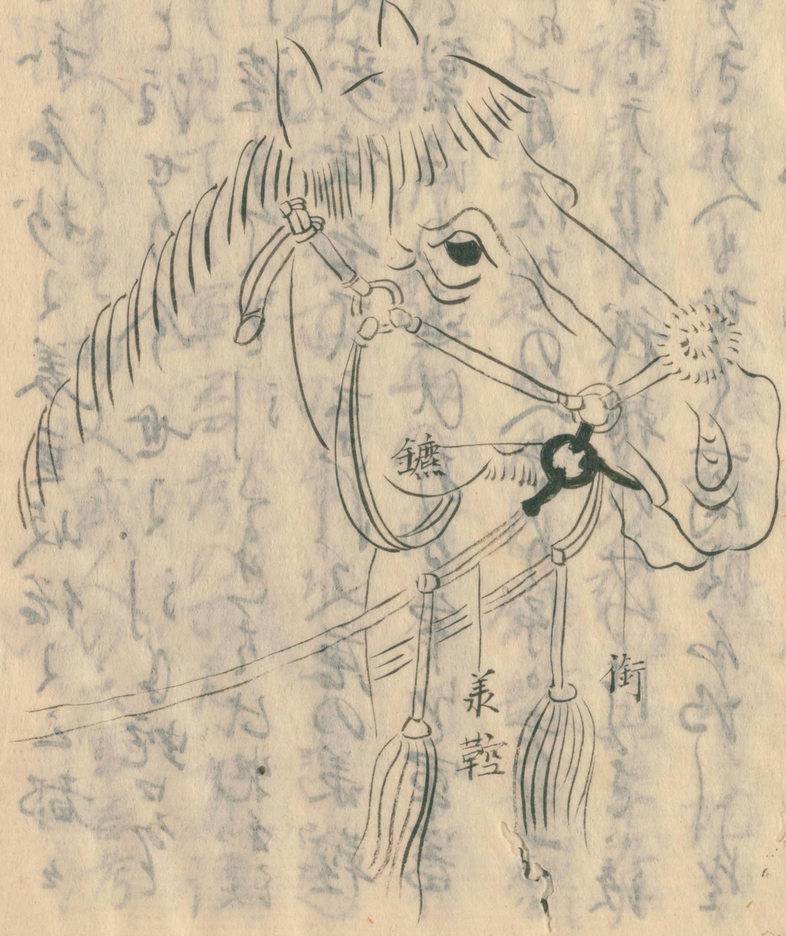

たつなの事 或人軍器考をひらいて云絲ヲ以テ
スルヲ轡トイヽ草ヲ以テスルヲ鞗トイフトモ見ヘタリサスハ
轡トイフ物ハ我朝ノ手綱トイフ物ニソアルと辨しまり
是非を志らしと問ふ後答て云轡と云物を則
タツワヲモカイタヅナ此三品ヲ一ツに合せての惣名之
手綱の事也のミ思ふを思ふにやまり之凡たつなと
云物を鞍に繫りて馬の口を控(ヒアニル)ものをたつなと云
なり漢土まてハ糸草の類にて有る之我朝にて鍋(キヌヌノ)を

染て用ゆる又されは延喜式御馬の鞍具
練絹（子リキヌ）一丈二尺韁鞚の料とは女くらの料に細布七
尺五寸韁鞚の料なとは其外小笠原殿聞書にもたゞ
なは布を色くに染るまき七尺五寸又八尺にするなり
鎧の上帯も同し事はよし見へたり又古筆切（キ）也
古物の中に股肱かすゆふのまを書しに十人斗
一ゆるゝまてこのをぬきたりなるきまゝをと
をと見へは布なるへき事なり扨又義貞公軍

記には武士の軍用は縦には頭（クサリ）を入る切られ
しが其先なるよしも見えたり又新田義貞は縦
のまかりを切まなひしを鞍の鼻に下りて左右
の縦を取合て結ばれるなとも布にてせし
るなるへし或人の云たつなと云文字はいかゝ書へき
我々同ふ考後答て云延喜式に韁鞚（キヤウクウ）とかしあれは
そのたつなのまへ出し此韁鞚といふ字を御
たつなと御さしなるとと二品に出せしと見へたり
出されは引具と家具と混雜（コンサツ）のやうに成る

又此漢土のたつなは字や予按するに我朝の
たつなは字を日本紀仁徳天皇の記に田道の手縄
をも得て其妻にあらふ すなはち手縄を抱て
縊死すとあるぞたつなは字ならふに如く
飾抄に手縄（タツナ）（蘓芳綾如常 四位已下青綾之）近衛次将ハ手縄（蘓芳平緒）
伏組有亦諒闇の鞍れる浅黄手縄とあり桃花
藥葉に手縄（蘓芳淡紫 淡練淡）と出てあれハ此三色の
中を書て雅なまへかの軍器考ハ唐土の糸草の

あまて作れるたつなを承朝の或ぬ布にして
用ひしたつなに引あて轡の字ハ承朝の手縄と
ふたとの又六轡（ヒ）手にありなとんぬ違ひなし
さしなるといふ拘其名目延喜式私名抄等
見えぞ但し延喜式たゝ馬寮式に沂馬の鞍具
をいふ源に練（ヨリ）絁（スキ）一丈二尺韁鞚（ツモツラ）の料細布一丈
二尺韁鞚とおほり予按するに別練絁ハ沂手縄
の料にして細布ハ沂差縄の料なるべし又青馬

云なるにも韁鞚(ツモツラ)絹の細布とおゝれたる細布の
韁鞚(ツモツラ)は馬の牽縄なる事は分明乃やうにおもひ
なれども名目は所見なし又江家沢井は公四所下一に
御馬を給ふ挿笏(サンハケシテシヤクヲ)縄を取て牽おて一緒畢て退出
此也公卿公事根源約牽乃條に公四沢井に
御馬を給る馬のさし法なをとりて御前に出
て一緒すとかゝれたり是ホを考へるに
江家沢井の縄と計ハ是雲裏記ハ兼安四年平重盛

大物持繋の時法住寺殿にて御馬御給ひし時
重盛地に下て縄を取二緒の後左中将知成
朝臣に請ひ取ると云ふ是ホ一字に書ると
若縄なるへし若縄と云名目の出しと見へし所ハ
今昔物語に伝説也茂原陳忠谷へ落入の條に多
の人ハさし縄とも取あつ免結ひつまて猿籠に
待ちてお詠しをりと見へし又東鑑雲裏記ホ
にハ若縄とてる所にて見へ出り又師抄に華陽寺の

使ハ種々の渋村濃或ハ打交藤青檀鵜模
芳渋御禊ハ白苔縄也とも相又延喜式の細布
ハ東堀ハ建久二年多好方帰洛の時のまゝむけに
布さしなハ七方とも同しる成へし又苔縄のまゝ
ハ縄といふ名目を御ゆゑ一色式部少輔藤長聞書
と云ふのハ縄苔縄同るまゝ馬ハ苔ていふ法なと
中ハ浅黄絹を用ひしハ浅さし縄とハ白布まて打
ひを中ゆ取ハ分別なさまハ常のをも中ハ赤

布を打ひハ左打こてハ寸法ハ苔の縄同前まハ
組しるよりかしまさるまハ又馬にさし根
涯しハ分まてハ法りてんゆくよしくハ又沖津
ハそ打ませをさしハとも又藤塩菜ハあれのこ
まさる弱のしつなれ或もあへて志りゆえさハんこ
ゆるとも亦細川家秘書にも志りなと志るして
あり相亦飾抄に苔縄公四ハ師苔縄四位已下ハ
斤縄とも桃花菜葉ハ苔縄白二筋とあり按ハ

今も世に云 説芝縄と云ことのは 染縄の染 [illegible]
打交或は布のない夫等を以て長さ三尋斤
ほさ又は四尋斤脱にもして馬の首に絡ひて
轡に通し前の四方に絡ひ付て無晴の時乘へき
るの節にもなれり是は四位已下殿上人なとの
斤縄にいふつきあるやあらん本来師芝縄は
二筋を以て左右へ付ることのなれは説芝縄は
一筋をん纏ひむすふなれは斤縄と云ふや又謙

芝縄の名目は云れか海首の謙骨へかけてむすひ
左右の轡の説に通して四方に出へ筋に故か海さし
縄といふを云へり俗語とはいへとも志かあるへきなるを
やあらんすてにかゝひなといふ事はむしより云ふ
なれはなり或人の云師さし縄は云は縄のかゝ轡の
左右の説に組を通して牽これを法口にひくと云
斤縄とは左の方なりへ組を以て右の方は縄にて
牽是を斤口にひくと云なりなとと云へともよりなる

にや給しかたさまへ

あふこの事 或人の云軍器考に地神(クニツヤシ)の時ならや
鞍鐙もさしまりてあしなとく事いそかはしく辨
し寄るハいかと同壽後答て云あふこと云詞を
和名抄に鞍の両辺飾を兼る具之阿布美といふ
とし為予按に是あしふこの訓なれは地神の
所時すてに馬ありてくらに両ちかり居るからハ足に
てふむ事きかのなさまかあるへきされは其時

既に定まりし事ハ其事てるまへ其時の鐙製作ハ
いかやうにてありしかや不見なし 漸人代の後にこそ
異国の鐙の字を我朝にあふこの字に附合せ
用ひしまへた我朝神代の鐙も同し人代のあふこ
又は異国の鐙と其製作恐に遠ひ寄るまな
迄とも其用は同し事也人文字は同まへさらハ
あふこと云異国の字は正字通に鐙(トウ)ハ去聲今の馬
鐙馬鞍の両(リヤウ)廂(ホウ)足の踏所也方書に馬鐙野田燐火(リンクワ)
を治或ハ火光出没馬鐙を用て相覆して[illegible]を

作せし即滅中故に張華云金葉一名ハ挑燈遊
光色を欽(ヲサム)註に金葉ハ馬鐙之称なる鐙ハ木錠(テイ)
中燭を置の名燭具也後世以火燈に作て燈火の
燈となしける鐙(トウ)を以て馬の鐙(アフミ)とす其国以前騎
なし故に古書鐙といふ字となし是ハ鐙の字を
單騎以後の字也物ハ延喜式に見へし下ハ大壷
鐙木鐙写あり此木鐙と云物を今云五六鐙なと
云よの新羅濫まてぬる料の中も見へ事り其外

飾物にハ鐙合洞古唐鞍ホ多ハ古なし上只
輪を作ることハこれも近代踏(フミ)鉄(ヨキ)の為の字ホか流多へき
なりとみゆる行者にハ古短(シタ)鐙(ミシカ)行者にハ古長
みえし文壷鐙の名目もなかりし見へすり挿文桃花
薬叢にハ鐙ハ壷(ツホ)舌長(ミシカナカ)舌長も参考太平記に
石清水行幸眼の壷鐙なといふもみへ出り
但し右の新の鐙なと大概書圖にも見へ来る
神社の宝物にも不見ありといへとも軍用に深

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3
ガラス使用

銀象眼同しくさひ色又云黄鍮なとの指に見へ
りるゝ又或人問ふ紅勢相違にもしきしあるゝさす
がにかけてとありけさすかとゝいへ歩後答て
云さすかとゝ力草の穴へ落入ゝ鐵とさゞる
金をさすがとゝ保元相違に金をとる
今は俗美女金なといふ鐵のさしるを力草に
かけて置ゆへ鐵の鉢もかけてとゝ又
或人云鐵の形に依て木拭といふ製作をよしいふ鐵の
形なるを空間歩後答て云是又可見なし按るに

鐵の形はなとをおもはれすすてに高綱宇治川を
渡せし時の鐵といふとの今を其子孫の家に在ゆ
宇佐へしに今云依て木盤といふ鐵の形とは相違
せり高綱宇治川を渡せし時あしゆゑのこゝろを
ゆゑ内を示へさして家ける ゆへ其後を依て
木かけ也云し水を渡す時馬の腹に鐵はさく
あらはひずしてよろしさとて太のとゝかけるゆへ
のまゝなりといふ人有たもありぬべき事なり

或人問ふて云 豊衰記小坪合戦の條に和田[illegible]
ふとの絵をしたる弓箭をしたる鎧に幕付て
大おんしてこの事を曰 芟繁高と云ふの間板
せし掛にまゝまゝといふことのるは延喜式に凡行幸
経宿須用幕及行槽者御馬四匹布幕二口行
槽一枚其行槽者収察但幕臨時請受とあり
則此幕もその類のよし記しなり志るべきなり
しや寿俊答て云是いふしき説之幕の字のるは

まてに史記蘇秦の傳にも又は玉篇には覆上曰幕
ぬとあり又續字彙補にも幕は ヲホヒ ヒテアテ 無と訓してあり
又臂腰衣之ともおるよりふいの油乃るに豊衰記は
筆者の誤りて鎧を鐙にかきあやまりしなるべし
こゝを鎧に付る事はかけて聞さる事之笑ふべき
の事にしさえ
ちうらいは此事或人問ふ云軍器考に鐙靼逆靼と
私名抄を引て鐙靼姜豆乎逆靼知賀良加波世に

力皮力革ナトカノ也足利殿ノ比公方ハ播磨ノ革ノ
白キ力革金具ヲハ黒皮ニテクケラル管領諸
大名ハ金具ヲ紫皮ニテクケラルナト云フ見ヘタリ
鎌倉年中行事ト云フしたれとも三ツヲのすカグれす
分明なるとと問来後答て云ちから革と云とのを
和名抄ニ逆靼漢語抄ニ云逆靼一ニ逆靳とおし
このちからかわれるに則鞍へ返しく鎧を然る
革ニ年中行事ニ見えしかく小笠原殿の中の書にも
武士の力革晴の時ハ白革にして其上くちなし

まて染くりけへしなと見へたり物又ミツヲれるハ和名抄
漢語抄ニ云鐙靼美豆乎一ニ鐙靳といて又延喜式にも
牛革四拾 各長サ四尺已下二尺四寸以上 廣サ三寸以下一寸以上 鐙靼并ニ力革料並請ニ大藏
又女鞍一具を造條ニ牛皮一條 長サ三尺廣サ二寸鐙靼料 牛皮
一條 長三尺廣サ一寸五分力革料 と見へたり又保元物語ニ井本ニ
鐙ノ力革ミツヲ皮ト出たり是を金具摺なと云ふ
又俗ニ巾着革といふものもや力革の末ニくけ付て
鐙の金具ハミづを金まて是れいたまんを履ふりて
但し延喜式の鞾靼の革乃料ハ今の巾着革の料とかし

相違なり近て考ふへし今軍器考ニ力革とミヅヲとあり
不ニ詳しかれども是用ハ別なりされたこれ和名抄にも
ミヅヲと力革とハ別作ニおしてあるなり
あをり乃事或人の云和名抄ニ障泥唐韻ニ韓障泥
和名阿不利 鞍飾也とあれば古今馬鞍の具ハ其事なれども
昔と今との製作の違ひもあれば其後答て云あをり
の製作ハ古今大きまちがいしまハ不見なし只大同小異の
ミ也但し文字のまハ延喜式和名抄等ニハ障泥と注
てあ飾抄桃花藻等ニハ泥障と上下ニ注て
あれあゆりといふまの我雖むりし乃鞍具ニ見へし

始ハ延喜式御鞍一具を造る料の條ニ障泥皮 數ハ隨ニ大小
緋革十條 障泥結料 又女鞍一具を造る料の條ニ障泥熊皮
一張 長サ六尺 とおなり去なりしもの古ハ高位淺位ニよる
てゆるしまふまや別延喜式彈正臺の條ニ凡羆皮
障泥聽ス五位已上著ルヿヲ之ト云り又飾抄永治元御禊
前駈廿人五位十六人蒔繪螺鈿ノ鞍虎皮切付泥
障六位四人緑螺鈿ノ鞍葦鹿切付泥障とあ又桃花
藻葉ニハ泥障 伏輪 革族人懸之ヲ 或ハ以黄絲ノ組ヲ押之 御幸及春日詣の時
用之行幸ノ日地下前駈不指泥障ヲ摂政乗用馬同

不指泥障之由見玉葉とあるは誠おもへは五位六位
法らせ地下のものもあるは但し式にいへし所は熊羆
の皮の障泥は五位已下の者にいへ禁するといふなるべし
されはこれは深正曇の家にはかゝり深正大弼は検排使を
うけ給る官なるゆへゆるしまゐらせ小笠原殿
聞書にも熊の皮はあをり行騰皆尻鞘等は深正
大弼の人をゆるしかしまゐ深正左衛門をしんしやくす
へし此ゆるをおもへは熊羆の皮なりと誠しんしやく
せよとのまゝ或人にしる問て云毛皮の物をあをりと

いへなりし皮は物をあぶらすりとこれをいふ書
後答て云是又名物にしてこれ和名抄に西京雜記
云以緑地錦爲蔽泥今案即泥障也後稍以熊羆皮爲之とは
毛皮のものとも見へす又朝鮮国ノ障泥といふ物をなめし
革の物に雲龍を畫し又阿不利ハ阿不美須利
の中畧なるなれはともに一物にして只毛皮なる
先しかるとの相違なるべし又和名抄に兼鋭肉と
出て阿布美須利とあるとのハ障泥の体にいあらす
る所の名所へされ此も兼鋭肉を覆かさ[illegible]

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号 特7-3　　ガラス使用

或人ニ云ク帆のまをあつて云ハ国主の引馬ハ鹿
の皮はかりにいをゆるさせ給ひてよりかゝるまゝ
いつのほよりはまゝに問ふ事後答て云いつれはよと
云ふまゝハ可ゆるし　延喜式にハ凡ソ大臣已上霞鞍者
用淺紫參儀已上深緋諸王五位以上綠色諸臣黃色
六位已下ハ不得用凡行幸御馬ノ鞍帆深紫綾一條（二幅長八尺）
まゝ飾抄にハ平文移鞍覆无所見打覆無難歟まゝ桃
花葉にハ鞍覆打鞍覆薄物ノ有繡（スイモノ）天永三春日詣ニ中
納言中將ハ萠木浮線綾（キフセンレウ）鞍覆と出たり足利家のたゝ

大諸禮に公方横御牽馬の鞍霞ハ豹大名ハ毛氈常
の人ハ麻の麦毛秋毛之態の皮ハ用ゆ今しまゝれハ
家嚮のとの之虎の皮ハまゝ公家に用ひらるゝ出たり
まゝ鎌倉年中行事にハ鎌倉の鞍霞ハ段子金（トンスキン）
襴を用ひられ管領ハ兜羅綿（トロメン）毛氈奉公の人ハ
播磨皮張鞍に鞍霞かけて牽車なりしなり
又京都將軍家譜に永正十三年六月將軍義植
朝倉孝景に白傘袋を持并に毛氈の鞍霞を
変事をゆるすとあり又或人問ふて云軍器ニ

云熊の皮を家喜の物と何也とも[illegible]
なしとも但し見たりし事もあるや尚後答て云
予も不見なしといへとも按するに是ハ宿老の後なり
かんも云ふ也伊勢家大草紙に障泥の事に深正
并入道の人熊皮是家喜たるに依てゆるさるゝあれを
鞍覆もそれに准ずる乎又上敷の事を或人問て云
軍器考に和名抄延喜式飾抄桃花菜蒙等を引
鞍褥和名抄に久良之岐俗に宇波之岐と云ヨシ註タリ
又今馬氈ト云物コレ也ト云人アレド馬氈ナドイフ物ハ遠カラヌ

物にヤ世に高麗馬氈ナド云物ハ彼國ノ鞍褥タルモ知ヘカ
ラズ又麕羊ヲ尓久ト云事其皮鞍褥ノ料トスル故也尓
久トハ褥ト書ヘシト云人アリモシ此説マコトナランニハ古ノ俗ニ彼
皮ヲ用ニテ鞍褥トヤセンイマタ正シキ證ヲハ見ス但シ鹿ヲ
俗ニ志々ト云支ハ穴ト云儀ナレハ麕羊ヲ尓久ト云モ又穴ノ
儀ナリオレモシラズ少々何れだ鞍褥と云ハ上安のまゝて
則ち氈のまゝなれ尚後答て云鞍褥とはまゝ褥の
字諸韻に見へずことに尓久志々の辨知ふへきれを
安なり延喜式にも和名抄にも鞍褥とし[illegible]

鞍褥といふは今の帊る氈といふことの事製古儀は
鞍褥は其物に似たる物なれは其を名付て鞍褥と
も云へきことの之褥の字和名抄に今按に毛席の名也
氈褥也とあり字彙にも氈褥は又藉也ともありて皮
て座するこのを褥といふなれは鞍褥はくらに皮へき
其とは称なり錦心上皮といふ或は縁に錦を用ひ又
今文照食とするなとしたり雖に氈褥とも所れは
尚世に用る家用の帊る氈は古の鞍褥の遺製なる
へし鞍褥といふことの延喜式にも所鞍具はまたは女鞍の

具物又くら皮とは六位以下禁断せしなりと云之
なりまたくらし或と云物は治平年中の時皮て
家へ或馬具にて走馬なとに用ひさる物と見へ
せり然れは軍旅には相更用ひましきことの之軍
器にては首てなし又今の板る氈といふ物は古は
軍旅の鞍は具なるへし近世の製と古の製とは只
大小の違ひあるのみ古き絵なとに見へしは尚世の
物と違ひ大きくなりて錦皮又はふすへ皮なとの様
に畫せり此ことの上數の名もあり小笠原殿日記等

中なも犬追物笠を軍陣の時との力革の寸法を
定むるは鞍の上に敷と家人の属まで定むるよし
見へたりされば軍陣の鞍具の上敷是なる事
分明やむ鞍の上に敷をいふ名なきは公武とも
具名をいふ事さるべし

切身の事を或人尋て云軍器考に和名抄を引て
韉ハ之太又良と云今云切身といふ也と云又
和名抄に鞔ハ韉の短也駒韉也と云今の上切身

のまへとあり何しか是なるんかと問ふ後答て云軍器
考に云前説之云々たゞ寸也して馬具に切身
下切身と云名同ハまゝ方の鞍の下に切身とて
馬の背肌にすれるものを膚身と云ふハ知る事之事考ふ
ハ和名抄に見えし下の韉といふものハ今の膚
身といふ也之韉と云字ハ玉篇に韉ハ鞍韉也薦同と
あり字彙にもシキモノワラムシロ藉也席藁曰薦と所望
て草菜の類にてあゝ作りする物にて馬の背に
和らかにあらるを為とせし物にてさのゝ結構

とぢざる事し今は下ゟ膚をとぢ袋の
あを作りものをとぢ上弦鰾(ヒキハダ)文(モヽ)の皮をとぢて包(ツヽ)
みてもよし物多き則延(ノベ)革(カハ)
命婦鞆(トモエ)一具(ヒトヨロヒ)毛韈(ケタヽビ)女襦鞆四具(ヒトヨロヒ)鰾(ヒキハダ)文(モヽ)
高布一丈七尺九寸(六尺五寸韈料)
韈裏(タヽビウラ)馬革(準ス表皮(カハ)用(モチヰ)在(アリ)ノ蔡者(ソノヽ))又但韈(タヽビ)用(モチヰ)鰾(ヒキハダ)文(モヽ)革(カハ)又走馬
鞆料韈料牛革(以一張(ヒトヒラ)充(アテ)三具(ミヨロヒ))裏(ウラ)馬革準(ス)表漆五合五
勺(一合三勺韈料)
仍(ヨツテ)て件(クダン)の如(ゴト)し
右(ミギ)ゟ膚(ハダ)を考(カンガ)へ勺(シヤク)一合(ガフ)三勺(シヤク)明(アキラカ)也
仍(ヨツテ)て軍(イクサ)器(ノ)考(カンガヘ)を何(イカ)ゟ
ゟ切(キリ)ても

こゝを京(キヤウ)ゟ貢(ミツキ)ぎ候(ソウ)也(ナリ)初(ハジメ)又韈(タヽビ)ハ和名(ワミヤウ)抄(セウ)ニ韈(タヽビ)の註(チウ)ニ
ゟとゝを例(レイ)の軍器(イクサノウツハ)考(カンガヘ)うるとやうにて註(チウ)をとゝのへ
おもしろき今(イマ)ハ今(イマ)の工(タクミ)切(キリ)革(カハ)ハ和名(ワミヤウ)抄(セウ)の
ゟ切(キリ)ゟすして跡(アト)の切(キリ)革(カハ)ハ
ゟ葉(ハ)國(コク)のこますてあらんとも考(カンガヘ)へられ
笑(ワラ)ふべし抑(ソモ)切(キリ)革(カハ)とゝ名目(ナモク)和名抄(ワミヤウセウ)延喜式(エンギシキ)ゟ
へて件(クダン)和鞆(ワトモエ)のゝおゝて言(イヒ)傳(ツタヘ)ゟ虎韈(トラタヽビ)行縢(ムカバキ)
革帯(カハオビ)ゟ武(ブ)家(ケ)の切革(キリカハ)
も若(モ)し虎韈(トラタヽビ)の類(タグヒ)ゟ切(キリ)革(カハ)ゟ

れ切身平人時の時ハ清ら切身れよし古き日記
等ニ屎まれともいふ成ことのまや関東ニハ不見なし
当時ハ只皺の切身のこと也又問或人の云軍器考ニ屎
脊のまゝ和名抄を引て奈女ハ今の膚身といふ物之と
あるハいかしと問寄後笑て答ふ是ハのかなる盲説なり
予考ふるハ此物今云切身れるゝ既ニ和名抄ニハ屎
脊と書て奈女と訓し延喜式ニハ脊屎と出て
セナと訓し飾抄ニハ大滑と書てナメシと訓して是
先和名抄の屎脊ハ今の切身といふへき物にて詳ニ

鞍下の屎脊之ニ出てやまゝ鞍の具と出しれ事なり
又延喜式の脊屎も和くらけ具にて是も今れ
切身と云へ式物之さしもこそ脊屎也云ことのこ東
席をんとし作りて上を布ことぬひくるニ沂鞍并女鞍
のセナニハ沸にて鞍を包ニ又走馬のセナをハ緋革にて
包ニしまを考ふへしことをんて屎脊脊屎ともに
切身鞴ハ膚身なるを分明なり又飾抄の大滑といふ
とのハ唐鞍の飾にて別当ニ見へし所之予飾抄を
考ふるニ唐鞍の時ニ大滑ありて切身沢障ハなし

やまと鞍のとさい切は泥障あり但し泥障の代りに
大滑を用ゆれるもあるれ無して滑と云そうなし
塗の革れるといふれ鞍の下に赤滑と出又笠の飾
にも緒頭革（ヲクヒカハ）（シヽテ）注大滑（ナメ）に非ずとも小草革を用ゆるとし
見へたり

飾抄に
云ところ
の切は
かくのご
こくなる
[illegible]

行幸供奉繪巻物

やまとくらの時ハ切目泥障ありしなどに
しかハぬ此乃事ものや

賀茂祭り絵
巻物と云ことのこ
見へし所

おもひの事 壽俊が云古へ韈頭と云しことのを今世
同板せし物に和名抄を引て鞹頭を今はおもひ
なりといふ事書くに記して天ゥ下におしゆ武士も
史に習ふ事いひしに鞹頭と書ておもひの字に
ゆるへさしれ事さんは遠ひと云へし韈頭といふ物
和名抄に唐韻云韈音籠漢語抄云韈頭於毛都良韈頭也羈馬
絡頭也今按絡頭即韈頭也とありてヲモガイのまハ云ざるへ
予考ふるハ先ッヲモツラといふ物を馬の引具にも案
具にも名目あり按ずるに今の鼻皮洗曹さてハ

手縄なとやうの物をいふ也すてに鞍頭のすハ
字彙又玉篇にも鞍頭ハヲモツラ面綱也とあり
然して縄のすをいふといふべすてに私名抄の
書の字手縄をこゝりてをゆへクツワヅラの名目を
依てヲモツラを面縄なれば縄の物をいふ也延
喜式の左右馬寮式に凡正月七日青馬籠頭鑣
一定前頭及最後馬
則ニ着ニ金装自餘烏装なとあり又凡櫪飼馬籠頭鎖若
有ニ破損者取ニ諸国ノ貢馬籠頭鎖充用なとも有りて
馬引具とあり下に見へたり又六位以下紫ノ籠頭禁

断せられたる是手縄なとの事かも知らず家具ト
知らせたり変てはもりひまてなりまるハ別に亦ハ緋鞦
なとも禁じるとも延喜式にハ知りかいと申記して
ある内におもりひむなりひもおとりてをなしだヲモ
ツラハ別物なるを分明なり按するにヲモツラニハ
上品と下品とあると見えたりされば是ハ書る
式を約章なとの時ハ籠頭鑣ニ金をちりばめ
なり又貢馬式ハ是に立飼ふるにハ結構をハせさると
見へたり物解る経にも飼ニ文馬之法と云ふも唯

善鞴頭浪放不繋とあるなれば異国のヲモツラも
家和の鼻皮などのことくなる物を云しへ又文字に
ついて見ても籠は頭を籠るといふ物にて以上へ
繋きはしけてたくこのなれば其下の事ハ此に付て
引具家具の事を考ふへ或ハ其ともも角もおとを
ひのすてを家しはもはなのすも物又をたりひ
とを物ハ予考ふるに和名抄に樓額辨色立成云
沼賀々既と出するこのうはおもりひのすへ此樓額

の樓は字を字書に鏤婁とあるに同しとを爾雅にハ
鏤鏤也とも玉篇に鏤所以飾馬首とも有なり
ぬりとハひしひのすまて馬の額にかくあると云後て
スカヽキといふ和訓なるへしされば其額にかくする
とスカヽキ胸にかくするをムナカキ尻よりくするを
ムナカキといふ事ニ而にカキカケル飾ニ而拘ふて其
則飾抄にも面懸胸懸尻懸とあるなれば以よく
以て鞴頭を別物なるす又分明也かくれとも或
和名抄にもかしも誤る事なし只後の人誤を

天下に傳ふなり仍て今弔ひやまりを正し
く武人に示すべし

しかりひのまゝ 壽後考ふるに和名抄に當胷(トウキヨウ)後
漢書云拔(ヌイテ)佩刀(ヲ)截(キル)馬當胸(ムナカイヲ)漢語抄云班胷無奈加岐とあり
飾抄に胷懸(ムナカケ)七尺一寸廣(サ)如(ヒ)尻懸(ヤウ)杏葉五方
金物九ツとあり又詩經の毛傳に膺(ヨウハ)馬帯也
正義曰膺是胷(キヨウ)也若今之婁胷(ヨウキヨウ)也とあり又詩朱傳に
鏤膺(ロウヨウ)鏤(ロウ)金(キン)以飾(アサル)馬當胸(ムナカイヲ)帯也とあれば詩經乃註も

鏤膺とあり又婁胷なともいふしてあるべし抄又杏葉
のまゝは其數の定りあるともおもはれず抄具裝束
抄なとよりは其數も多く見へたり武士の軍具に
あらさしを強てもとめんす

しかりひのまゝ 壽後考ふるに和名抄に鞦唐式云
諸番入朝調度帳幕鞍韉鞦轡量事供給鞦音秋和名之利加岐
とあり飾抄に尻懸とも鞦ともおして面懸胷懸
尻懸と三品を懸と云字を本又三品を鞦と一字

にも書く兄元豊り延喜式に鞦と出して胸ガイ
面ガイをもこめて記してあり桃花葉等にも
鞦と手て三品を目けてもいはず是を思へ其後て
おもひむなかひ出りかひと云ひに目けていふに及ず
只出りかいとのミいふが故實なるべし是さらは今世ハ三尺
を押懸又ハ三かいなとゝ云ハ古雅なるを聞ゆ
又和名抄にハ何ガキといふ飾抄にハ何懸といふ其
五音相通ものなり今此俗出りかいと云又尻がいの
色のゝ延喜式に造御鞍一具料といふ所に紫絲

大一斤六兩一分四銖一兩二銖鞍褥ノ料一斤五兩一分二銖鞦ノ料少々
あるに天子の御物なり又造走馬鞍一具といふ
所に茵三斤染鞦ノ料請大藏者又東鑑に建長六年十月
十七日今日内記兵庫允注進染鞦之故實依別仰
也彼家代々於上総ノ国令奉行此事にあり又享
保の将軍家の御時日光御社参或ハ流鏑馬の時ハ
紫色の押懸を禁しまします流鏑馬の時に緋又ハ
櫨淡又ハ萌木白等の出りがいとかしかひて懸を
なり緋ハ六位以下禁色とあれども其日ハ從五位下の
人始めて後にありしゆへ此六位以下の紫も
其中にまゝしとも始終に准してのまゝなるべし

まあしりかの染色のるゝを古き此の書にもあらはしたり
るゝ守くなれば記すまいとまるし今こゝに略す
さらおひのるゝ或人軍器考に和名抄を引て
纕(シヤウ)ハ馬ノ腹帯也俗ニ波流比トハ云又由末搦(ナトモ)ナリ
イフニヤ古キ繪ニ見ヘシ所古ノ腹帯ノ製ニハ異(コト)也と
のミ見へてあり又和漢三才圖といふ書に纕(シヤウ)鞶(ハン)
和名ヲ腹帯(波良於比)鞶(ハン)ハ俗ニ云長腹帯按纕(ハルビ)ハ長ケ四尺
許リ苧(ヨノ)組繩(ヒラウチ)也鞶(ウハハラヨヒ)長一丈二尺柿漆(シブノ)染布也軍陣ニ用
之尋常不用とあるまゝ此ハ事後答て云

軍器考ハ不吟味之又和漢三才圖にハ出不もしりと
しきさしれど一向元にたらして予々考へし所ハ和名
抄に腹帯唐韻ニ云纕(シヤウ)和名波良於比馬腹帯也又鞶
周禮ノ注云鞶音盤和名宇波々良於比馬ノ大帯也とおこり扨又
延喜式ニ御鞍一具を造(ツクル)料乃條に細布(ホソヌノ)二丈
七尺四寸五尺小腹帯料又女鞍造ル料の條に調布(テウフ)五尺ハ小腹帯料
又走馬(ハシリムマ)の鞍造る條に調布二丈三尺五尺ハ小腹帯料七尺
表腹帯料又加茂二社ノ祭ニ走馬十二疋調布表腹帯
七尺又五月五日節式の條に表(ウハ)腹帯料七尺トおてあり

予考ふ事は御鞍に小腰帯あり女鞍にも是ある
ふと小腰帯ありさ迄は和名抄に纕（シヤウ）とおし拘て
尋（ヨ）の名に然る腰帯なるべし又老馬の表腰帯と
あるは和名抄に盤（ウハヽラヲヒ）とおしこの如し先別くの
まぎらぬ事先に武士は老に然るなるひ之を老
るに鞍の両わらぬ氣をまて小腰帯と表腰帯とは
然へき例なり但し武士鐙を着して高に寄る
時は腰帯小腰帯にて二筋用ゆが事本式
なる由八幡殿御代皆かけし也又義貞公軍記と

いふ拘にも是を見えたり其仕方は後に記すに及ず
今くり老先の腰帯と云拘を然るを先は治平無事
の鞍具にて軍旅式のまゝそれなし拘又桃花菜
葉の腰帯白由木（ユキカラミ）搦又拘具装束抄に靭負（エキカラミ）搦
とあるも是に延喜式に見えし小腰帯のまゝ
なるんさ迄らは皆くらかへからを法ひて至
也人の名也少也右のくり老先なるひもゆきからを
そもいふ拘てきとの人又或人の云武士のなるびを
老ふそ先の布けよしさもなるまやと問ふ寿俊

蒼て云ちなびの色ゆす小笠原殿日記聞書に
あらましを記してを是れハ不見なし

或人の云軍の時なる所と云ことのを為(ヒヅメ)蹄に入て
家なれよし是仕方は松のやまト女の髪の毛を和に
秘する菜種一味を入油にて祈り蒼(セン)しつ見て
蹄の内へ入るとて家時ハ当うたずとも凡いたむ
なるし是をかな当ともうらかく居くとも云
しうるなるまやと問ふ事後蒼て云軍旅の為に

草鞮(ワ)うけるむしより種々云来りしなると云へ
ともすてに享保年中たられた国の人秋夜
安盛におしへしものいかなも尋岩(ツネ)の当と云ふ
鉄(テツ)をんくる蹄(ツメ)の大きさにおしらへ鉄の打まてつめの
上まて打おすしに日数四年日程を経て用を
をし是後ハ又打久しくよりきゆ云しを安盛
則是めくおしらへ試ひけるに蹄生よりしかしさるに
打て意路を家しにおしも痛むなし是ヲ宜
まさ凡うらあききもふかくなり亦ハ神(氷)の上又ハ石多

を取そのかすべり道に沙文よりして彼是徒多き
事ともなりしなるから當時たる人をしたるに
試みに無し

爲乃目利の事後に云ふを相するすは和漢ともに
是をなしらず漢土のみにて書にしていふに
およはず我朝にて能る我相するこの書に見
取れ之代實録に坂上大宿祢貞守善相鷹
馬ヲ凡説駑駿之骨及所生之地一モ無相違と見へ

よりこのこと今代も皆人なとして其事を得ず
学ぶは常なり然るに古と今世の相違ひあるに
なり後の人は馬形を相するを学ぶに無用の馬
形を記してあらず見習ふ事へと覚也又漢土にても
きん相違ひもあるにや只千里を行馬をのみ相する
ことは心得ぬこと事へ千里はなると云ふ例
早走のみなる例しさればこそ漢文帝の時千
里の馬を献し遂ともに早走無用のみなり
なりしもむへ家朝もいつしか早走を好こて
早足の馬又は七頃乃早馬なとしてこして

あそぶるすれ家として其形を見習ふるすゆゑなり
きるくあるも是見やうを習ひ更て見しに彼柳
枝に梅の花を咲せて梅の香をもたせたるを
郭に類なりしなるから今治平無事の御代
なればたゞ無事のなぐさに見梅にハ面白ゆへき
なきとも無益なるならすや大平にハ乱をれ
乱すは大平なるゝ事を訴ふ道理なる武士た
らん者は家朝の名なれ臨を尋ね馬の心向
平和をなとして曲進退小して刀強ぎを為として

是れ利害得矢をつきよへ目きしすへきる人享保
あれハ早足順の馬なとくいふへき早馬ハ將軍家の
御厩ハ中に及す世上にも見聞らず只刀強長
強なる馬ハ多く見へ立り彼罪罪牧乃るにハ此に
強馬多かりけるを秋葉安盛是詞の書を見て
書きるに後にして書てふるなりとしや

或人問ふる云馬にだいきと云頻のる種に説あり
いつれが是なるんか壽俊答て云事考ふるハ
たゞだ

とこれを則結るなるべし大湯乃病を愛する
事にしたれば大後の腑をみ行に配して見れば
火なり方角までは南方なり十干までは丙丁なり
十二支までは午なりすでに馬経大全にしるは南方
丙丁の君火に性をとれり又易に乾を馬とみなす
ともに又離卦の象まで元来火畜ゆへ内志
熱を蓄へ糞結し居すしさきのくしるとひと
しらに家つらかし又は寒冷の差別もなく
何にゆへ糞結し詰りて大湯志を熱しかたず

石糞通するならば内部外火病を得る時
急死するを別たいぜやすてに熱傷は熱までやふ
らるを云お和を時気まで四時不正の気といふ
今俗に云たいぜに急付もやく馬の鼻をふきき
するが吉とゆへ是を按するに鼻を肺の膀へ
肺の腑は大腸の腑へ大腸の腑へお和を受させまし
きとてのるなるべし去ならしともやすてに
病後にはおそきも相又古人の云たいぜは東國
にのみありて西國にはなしと云へり予按するに
東国は

るの性強きゆへ治るまでそこふのくすりをまて
病を見へすふと風邪を更に忽ち死す元(モト)
治るしておるゆへなるへし西国のるは性弱(ヨハキ)ゆへ
けつはせさるよへは病るはなりゆへまたいはるす
なされ東国のるは強く西国のるは性よるさ
なと云す昔より人の云ひるすもや所後實望
いしも関東は馬乗さはよし西国のるは足
を以て関東の馬は一疋(丈)よむしかなとしるす盛
衰記は見えたり物又だいぶいなりの話馬なとは

なきすれよし見ては武士の家るはことに負合を弱
さるゆへ脾胃は蟄(ククハ)を蓄へさるゆへのるなるへしかも
されを以て考へ治るなれるをしるへし
或人問ふて云元馬は木火土金水の性ありて
家子と云ると相剋(ソウコツ)相生(ソウセウ)はなるへきなれは何生(セウ)
の人は何色のるを吉(ヨシ)とすへ或小寿後答て云柳
馬は日用の家畜なれは先ゆへ乃毛色は鮮へ
知るへきすすへ家廟はは毫(ケ)を齊(ヒトシウ)すとありて

和漢ともに大禮には毛色をもちはするなりと見へ
書り又人にも名木火土金水の性ありさるに
依て家人と馬と相生するもあるへし或は相
剋するもあへし是るときは馬の木性を云
すしては是又叶はぬ事へ今其本性を知るには
毛色にあらはして何を以て是へき故に馬毛を
辨へ日ならて又行に配當せるを既に古来の説あ
りと云へとも其いふ所大同小異なりて分明なるは
寛永年中黒澤定幸の考へたるすの驪黄

物色圖に毛色馬名を法ふさに書のせり予ハて
此書を見て粗(おゝ)含(ヱ)得(トク)するといへとも於文頗不多し
依て驪黄物色當に就てまうしたかはしきを
考へたるし有馬氏(ウシ)倫(トモ)の見系に入し不氏倫則
公に奉らる依てさしにあらわさす今云不は世俗に
五性十毛と云事はさしかへしきに依て今此事は
達人の明辨を待なり既に馬に五性の毛色なる
事は元五行の氣をうけて形をなすゆへ其理
分明に持しに十毛と分ことは五行の木火土金水に

兄弟を付十二に准へて後来其理に拘るなるを
さらゐるに欲に木芦青火栗雲荘に土麻毛
粕金月河原毛水仇目乃黒みとし出すり又人素
性来には風韋毛青雲荘毛木性に馬麻毛栗毛
火性に馬寵毛彼に土性に馬鶏毛仇目皆色に
金性に馬河原毛黒に水性に馬みとし出て是ハ
五性に十二毛をいふ事なりとかあるまゝや拘又
驪黄物色圖に油（アスケ）るを土性に入漁（サメ）を水性に加へ

並なり其外當時書肆に開板せしものに皆かくの
ことしされは此土性に糟毛を用ひ水性に白眼（サメ）
とかへ河る事今得しかし粕毛と仇目ハ何しの
毛色なれは也何毛は粕毛何毛乃さめ如いに也
本来の毛色に白き毛はさしてかすけとなり又
毛色変化によつてさめとなる儀なれはかす毛も
さめも毛色の本體とはいはれ其に依て其性とハ
本来の毛色にて定むへき事にされは木性の粕毛
もあり火性乃粕毛もあり土金水は粕毛もあるべし

さめも云毎りて然るに怪成授もなくして定るなり
史にいはれなし和漢の旧記に馬の性を記せし
不見なし只おろやかに道理乃ならるに然るに
何なしけれ予かおもふに馬毛におひてかゝる性を
わかりまて小して然るへきて其本源をいはれ
禮記月令に春夏秋冬と中央乃土用に
象ところ此るの毛色を以て證據とすへし孟春
之月天子駕蒼龍孟夏之月駕赤騮中央土駕
黄騮孟秋駕白駱孟冬之月駕鐵驪とあり

或人の云牧の古法に令印をあつる事いか成也
ものと同に壽後答て云馬に印するとしは古
今和漢ともに同しまく印をんくいつ事の事
何の牧ハ何の印と定めて其國々の馬を知る
ある依て奉も賜ることを解文に毛附市附を
書るに既に厩牧令に曰凡在牧駒犢在二歳者
毎年九月國司共牧長對以官字印印尤髀
上謂股ノ外ヲ為髀犢ハ印右髀ノ上並印訖具録毛色齒歳
為簿両通一通ハ留国為案一通ハ附朝集使申

大政官ニまた續日本紀に慶雲四年三月甲子
給鐵印于摂津伊勢等ノ二十三国使ニ印ニ牧駒犢
また塵裏記に生嗟と云馬のみに陸奥國七戸（シチノヘ）
立乃馬麻笛金焼にあてたれども紛々くも
なしまた尺素往来に自奥州開伊那
到来其金麻笛北方飛雀南方此内羽折雀
小雀鉢ハ有御貴既ハ其外庵下二遠雁文
文字引両丸等纔以一疋之蓄ヲ播六諸之德ハ
大輪遠其差間立庵一方其御所ニ御牧ハ有る

可有秘藏乎なとしたまふ小さ鈕雀二雀右雀
九雀之目結四目結逆雁其外種々此中を記せし
その今さしに畧せ凡我朝此馬に中ある事中
ほよ絶たるを享保の將軍家の御時安房
山家岡山に牧をおかせなひて齋藤安盛をして
弱に中せさ勢なる飛雀羽折雀目結の中を
御厩の三ツし丸に龍文字安文字ハ其所の中と
ハや其令中をとれ安盛能りなる年毎の下
秋御牧に行て中ある事之相文漢土のみハ法史に

見へし所や

或人の云馬鞍引と牽との二の鞍ハいかなるやと問ふ
寄後答て云凡馬の口を執(トル)ハ上輩と下輩との
差別あるなるべしたとへハ神前へ引又ハ人に賜り予(アタヘル)
時なとハ場におひて口鞍執る歴々上輩の者
のまゝ事之内にも又上手(ウハテ)下手(シタテ)とて左右乃
口鞍執にも有相あり上手を執ハ諸に上輩にして
下手ハ其次なり追縄(ツイワナ)とも君の常馬鞍牽て

ありし事にて下部の役なり馬追冠(ムマヨイクハンジヤ)なとし
いふやうなる鞍にて君の口(クチトリ)を馬士(マゴ)のなる追ふと
云ハ牽行なるをいふ之引手(ヒキテ)といふと引出ハ云
鞍之引と云字に口を付て見へし引と牽とハ
口遣ひておさなし之むまを者物にする時の鞍を
引と云古へハ馬を諸史せしくるんして人婦の時
ハ其場へ口をとりてある者をも歴々を忘らえて
引せし之勿論其るをむかふへ出に後ハ也へ
黄ふとのも自身さし縄をうけ出て頂戴する

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『安多武久路』請求記号 特7-3

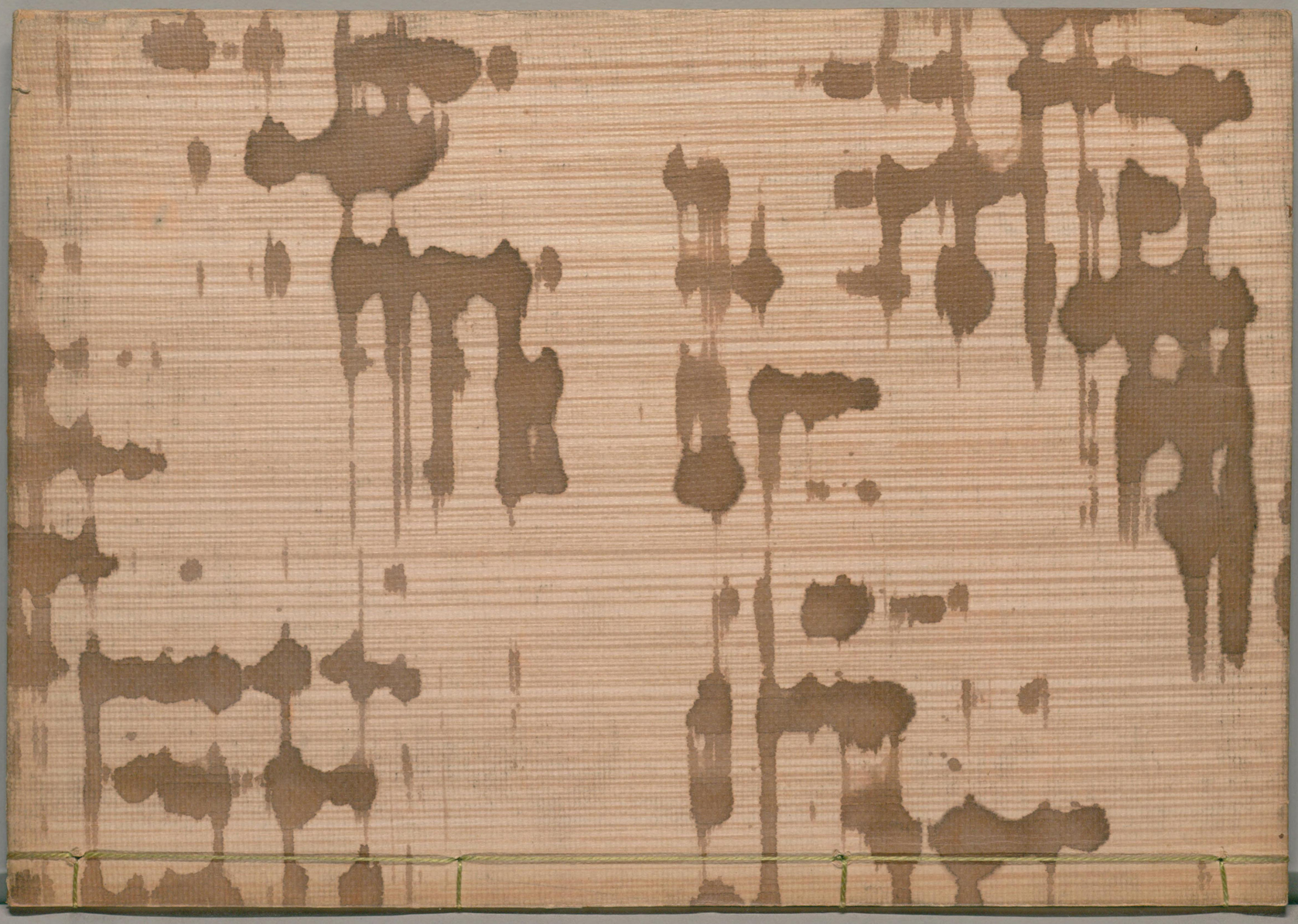

国立国会図書館　タイトル『安多武久路』　請求記号　特7-3
ガラス使用